

訪問看護及び介護予防訪問看護

藤田医科大学訪問看護ステーション幸田岡崎運営規程

(事業の目的)

第1条 学校法人 藤田学園(以下「本事業者」という。)が設置する藤田医科大学訪問看護ステーション幸田岡崎(以下「本事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な職員及び管理運営に関する事項を定め、本事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態、介護予防状態であり、主治の医師が必要と認めた利用者に対し、適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、本事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、本事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 藤田医科大学訪問看護ステーション幸田岡崎
- (2) 所在地 愛知県額田郡幸田町大字坂崎字道坂27番1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	6名	1名	—	—	常勤兼務者は管理者と兼務
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		1名	—	—	—	
作業療法士		1名	—	—	—	
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		1名	—	1名	—	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までと大学記念日(6月11日、10月10日)を除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。

(3) 電話等により、利用者やその家族から 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察、健康管理
- (2) 食事ケア、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- (3) 褥瘡・創傷の処置
- (4) 療養生活、看護・介護方法のアドバイス
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) ターミナルケア
- (8) カテーテルなど医療機器の管理
- (9) 医師の指示による医療処置
- (10) 家族など介護者の支援
- (11) 保健・福祉サービスなどの活用支援

(利用料等)

第 7 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル毎に 55 円（消費税 10% 含む）を往復分徴収する。

3 死後の処置料は、11,000 円（消費税 10% 含む）とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、幸田町全域、蒲郡市全域、西尾市全域（離島を除く）

岡崎市一部地域を訪問（葵町、青木町、赤渋町、曙町、朝日町、淡路町、安藤町、伊賀新町、伊賀町、池金町、石神町、板田町、板屋町、井田新町、井田西町、井田南町、井田町、市場町、井内町、稲熊町、井ノ口新町、井ノ口町、岩戸町、上地、上地町、魚町、宇頭北町、宇頭町、宇頭東町、宇頭南町、梅園町、江口、生平町、小美町、大西町、大幡町、大平町、大西、岡町、小呂町、鹿勝川町、柿田町、欠町、籠田町、檜山町、片寄町、上青野町、上佐々木町、上里、上衣文町、上三ツ木町、上明大寺町、上六名、上六名町、上和田町、亀井町、鴨田本町、鴨田南町、鴨田町、唐沢町、河原町、北野町、北本郷町、久右エ門町、切越町、久後崎町、国正町、暮戸町、桑谷町、康生町、康生通東、康生通西、康生通南、高隆寺町、寿町、小針町、古部町、才栗町、在家町、材木町、栄町、坂左右町、桜井寺町、定国町、島坂町、島町、下青野町、下佐々木町、下衣文町、下三ツ木町、下和田町、十王町、庄司田、正名町、城南町、城北町、昭和町、真宮町、真伝、真伝吉祥、末広町、菅生町、須淵町、大樹寺、大門、高橋町、滝尻町、竜美旭町、竜美大入町、竜美新町、竜美台、竜美中、竜美東、竜美西、竜美南、竜美北、田町、大和町、茅原沢町、筒針町、天白町、伝馬通、土井町、百々町、百々西町、鵜巢町、堂前町、戸崎新町、戸崎元町、戸崎町、富永町、鳥川町、中岡崎町、中島町、中島中町、中島西町、中島東町、中園町、中田町、中之郷町、中町、中村町、新堀町、二軒屋町、西魚町、西大友町、錦町、西中町、西本郷町、根石町、合歓木町、野畑町、能見町、能見通、羽栗町、橋目町、柱、柱曙、柱町、秦梨町、八幡町、鉢地町、八帖南町、八帖北町、八帖町、羽根東町、羽根西、羽根西新町、羽根北町、羽根町、針崎、針崎町、東大友町、東能見町、東本郷町、東牧内町、東明大寺町、日名西町、日名南町、日名北町、日名中町、日名本町、広幡町、吹矢町、福岡町、福桶町、福寿町、藤川荒古、藤川台、

藤川町、不吹町、舳越町、蓬莱町、細光町、法性寺町、保母町、洞町、本町通、舞木町、牧平町、牧

御堂町、松橋町、松本町、丸山町、美合新町、美合西町、美合町、花崗町、三崎町、緑丘、南明大寺町、蓑川新町、蓑川町、宮地町、明大寺町、明大寺本町、向山町、六名、六名新町、六名東町、六名本町、六名南、六名町、元欠町、本宿茜、本宿台、本宿町、本宿西、元能見町、森越町、門前町、矢作町、藪田、山綱町、祐金町、蓬生町、竜泉寺町、両町、連尺通、六地藏町、六供町、六供本町、若松町、若松東、若宮町、渡町)

安城市一部地域を訪問 (相生町、赤松町、朝日町、石井町、桜町、末広町、錦町、花ノ木町、日の出町、南町、御幸本町、安城町西広畔・広美、大山町一丁目、大山町二丁目、城南町一丁目、城南町二丁目、百石町一丁目、百石町二丁目、三河安城東町一丁目、三河安城東町二丁目、横山町、下菅池、池浦町、今池町、大岡町、北山崎町、昭和町、新田町、神明町、大東町、高木町、西別所町、東別所町、別郷町、弁天町、明治本町、山崎町、篠目町古林、住吉町三丁目、東新町)

豊川市一部地域を訪問 (赤坂町、赤坂台、長沢町、萩町)

とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
- (2) 本事業所における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- (3) 本事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施することとする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 本事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人藤田学園と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、2020(令和2)年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、2021(令和3)年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2022(令和4)年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、2023(令和5)年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2024(令和6)年7月1日から施行する。